

訳注 晉書刑法志 (四) (未定稿)

内田 智雄

改漢舊律不行於魏者、皆除之、更依古義、制爲五刑、

△元明本・南監本・秘閣本には「舊」が「書」になっている。

其死刑有三、髡刑有四、完刑作刑各三、贖刑十一、罰

金六、雜抵罪七、凡三十七名、以爲律首、又改賊律、

但以言語、及犯宗廟園陵、謂之大逆無道、要斬、家屬

從坐、不及祖父母孫、至於謀反大逆、臨時捕之、或汙

瀦、或梟菹、夷其三族、不在律令、所以嚴絕惡跡也、

賊鬪殺人、以劾而亡、許依古義、聽子弟得追殺之、會

赦及過誤相殺、不得報讐、所以止殺害也、正殺繼母與

△元明本・南監本・秘閣本には「劾」が「劫」になっている。

親母同、防繼假之隙也、除異子之科、使父子無異財也、毆兄姊加至五歲刑、以明教化也、囚徒誣告人反、罪及親屬、異於善人、所以累之使省刑息誣也、改投書弃市之科、所以輕刑也、正篡囚弃市之罪、斷凶強爲義之蹤也、二歲刑以上、除以家人乞鞠[△]之制、省所煩獄也、改諸郡不得自擇伏日、所以齊風俗也、斯皆魏世所改、其大略如是、

一方また、漢の旧律で魏になつてから行なわれなくなつたものを改編して、それらを悉く除いた。なおまた、古制の趣旨に従つて五刑^aを制定した。その死刑は三等^bあり、髡刑^cは四等あり、完刑^dと作刑^eはそれぞれ三等あり、贖刑^fは十一等、罰金は六等^g、雜抵罪^hは七等あつて、全部で三十七等の刑名となり、それを律の篇首にした。また、旧来の賊律を改めて、ただ、天子に對して不敬の言辭を弄するもの、および宗廟・園陵を犯すものⁱを、大逆無道^jとよんで腰斬に処し、その家族の從坐する範圍

△斟注本には「鞠」が「鞠」になっている。
△宋明本には「俗」の字がない。

a 五刑。ここにいう五刑は、以下に述べる刑罰のうち、死刑・髡刑・完刑・作刑・贖刑の五を指すのであろう。

b 死刑は三等。梟首・腰斬・弃市の三等をいう。梟首はさらし首にすること。腰斬は鉄(おの)や鉞(まさかり)で腰を兩断すること。弃市は市場において刀刃をもって斬首すること。

c 髡刑は四等。髡刑とは髡鉗刑のことで、髡は頭髮を剃り除くこと。鉗は首かせをはめること。髡鉗刑は、髡鉗をほどこして勞役に服させる刑罰。程樹徳の「魏律考」は、晉律には髡刑に髡鉗五歲刑・四歲刑・三歲刑・二歲刑の四等があるから、遡つて魏律にもこの四等の刑があつたのであろうと推定している。

は、^k 祖父母や孫にまでおよばないものとする。謀反大逆^lにいたつては、臨機にこれを逮捕して、あるいはその住居を汗瀦にしたり^m、あるいは梟ⁿや菹^oの刑に処し、その三族^pを誅滅し、そのことは律令に記載しない。^q そのわけは、このような極悪な行為を蔽^rしく絶滅するためである。人を賊殺^sしたり鬪殺^tしたりして、告発せられたのちに逃亡すれば、古来の精神に従って、被害者の子弟がこれを追跡殺戮してもよいことを認める。但し、赦令^uにあつた場合、および過誤で人を殺した場合、復讐を許さない。それは、殺害行為をやめさせるためである。継母を殺した場合の罪の掟^vを正して、実母の場合と同罪とする。それは、継母とまますとの間に溝のできるのを防ぐためである。異子の科^wを除くこととする。それは、父と子が財産を別にすることのなようにさせるためである。兄や姉を毆打すれば、その罪を加重して五歳刑とする。それは、人倫の教化を明らかにするためである。囚人が他人を謀反の罪に誣告すれば、その誣告の罪が囚人の親族にまでおよぶ^xことにし、一般良民の場合と相違させる^yこととする。それは、囚人の心を拘束して、無用の刑罰を省

^d 完刑は……三等。

完刑とは、鬚鬢(ひげ)を剃り除いて、いわゆる彰(じ)刑をほどこし、労役に服させる刑罰のことで、これを「完刑」というのは、肉刑や髡刑のように身体や髪膚に損傷を加えないからである。程樹徳の「魏律考」は、完刑をもっぱら完城且春のことと解して、「秦漢では一様に四歳刑であつたところ、魏ではこれを三等に分つたが、その三等については考究しようがない」と述べている。しかし、浜口重国氏の研究「漢代の鈇趾(ていし)刑と曹魏の刑名」(東洋学報第二五巻第四号)によれば、この完刑は、漢代の完城且春・鬼薪白粲・司寇の系統をひいた四歳刑・三歳刑・二歳刑の三等であつたであろうとしている。また同氏は、前掲の髡刑四等は、後漢末に存在していた五等の髡鉗五歳刑(鈇右趾・鈇左趾・笞二百・笞一百・ただの髡鉗城且刑)のうち、そのうちいずれかひとつを除いたものであらうと解している。

^e 作刑は……三等。

作刑は労役刑のことで、程樹徳の「魏律考」は、漢制では三歳刑の鬼薪白粲・二歳刑の司寇作・一歳刑の罰作復作は均しく作刑であつたから、魏の制も漢と同様であつたものと考えているが、ただ城且春や鬼薪白粲などという刑名は、晉以後は聞かないから、魏が漢制そのままを襲用したか否かは、明らかにしがたいと述べている。浜口重国氏は、前掲の論文において、魏の作刑三等を、漢の一歳刑・半歳刑・三ヶ月刑の系統をひくものと解している。

^f 贖刑は十一等。

程樹徳の「魏律考」によると、贖死刑が一等、贖髡刑・贖完刑・贖作刑があわせて十等で、合計十一等になるといふ。これらの贖刑は、本刑を課することを免じて、黄金をもつてそれに代償することを許したもので、納めるべき黄金の重量は、それぞれ本刑の軽重の等級

き誣告をやめさせるためである。投書は弃市の科であつたのを改める。それは、刑罰を軽減するためである。囚人を奪い去れば弃市の罪にするというおきてを厳正にする。それは、凶悪強暴の行為を義とする悪例を絶つためである。二歳刑以上のものに対しては、罪人の家族から再審を請うことができる制度をとりやめる。それは、裁判を煩らわしくすることを省くためである。これまでの諸郡のならわしを改めて、任意に伏日を択び定めることを許さないことにする。それは、天下の風俗を同一にするためである。これらはすべて、魏の時代に改正したものであり、その大略は以上のようなものであつた。

に従つて一定していた。贖刑十一等の各金額は明らかでないが、晉律では贖刑に五等があり、最高は贖死刑の黄金二斤、最低は贖二歳刑の黄金一斤となつてゐることからすれば、魏律でもほぼそれに近い金額であつたであらう。

g 罰金は六等。

罰金は微罪に対して課するもので、贖刑の場合の代償金に比べて金額がひくい。六等の等級別は明らかでないが、晉の罰金に五等があり、黄金十二兩・八兩・四兩・二兩・一兩となつてゐることからすれば、魏でも黄金一斤（十六兩）未滿を六等級に区分してゐたのであらう。

h 雜抵罪。

雜抵罪とは雜多な抵罪で、抵罪とは罪にあて処罰すること。程樹德は、除名（官吏の官爵を免奪すること）や爵位剝奪などの処分をいうのであらうとしているが、ここにいう雜抵罪は、上記の五刑や罰金などに含まれない雜多な処罰を指すのであらう。

i 宗廟・園陵を犯すもの。

宗廟は天子の祖先の靈をまつる廟。園陵は天子の陵墓。宗廟や園陵を犯すとは、それらの中に侵入してこれを冒瀆毀損すること。

j 大逆無道。

大逆無道ともいう。大逆とは臣子の義にそむくこと。無道あるいは不道とは、ひろく人倫に反する行為を指し、漢代に不道とよんだものには、大逆不道・不忠不道・罔上不道・大不敬不道・僭上不道・狡猾不道・殺不辜一家三人不道など種々なものがあつた。

k その家族の從坐する範圍。

程樹徳の「漢律考」によると、晉書に「改賊律……家族從坐、不及祖父母孫」とあるから、魏が新律を制定する以前の旧来の漢律では、大逆無道の罪を犯せば、その從坐が祖父母や孫にまで及んでいたものと解している。しかし、漢律佚文によれば、大逆無道の罪は、本人は腰斬となり、その家族たる父母・妻子・兄弟・姉妹がこれに從坐して棄市となるさためであつて、程樹徳のいうような事実は、現存の資料には見えないから、その限りでは、程樹徳の説には従いがたい。おもうに、晉書に「改賊律……」といっているのは、大逆無道の刑罰(從坐の範圍)を改めたことを意味するのではなく、「但以言語及犯宗廟園陵」を「大逆無道」と名づけることに改め、これらの行為をなすものに対して、大逆無道の刑罰を適用することを説明していると解すべきであらう。

l 謀反大逆。

國家の転覆を謀り、臣子の義にそむくこと。謀反大逆と大逆無道とは、同じく大逆といつてもその程度を異にし、謀反大逆が國家の転覆を謀り、天子の身に危害を加えるなど直接的害悪を致すのに対して、大逆無道は天子を誹謗したり、宗廟園陵を侵犯するなど間接的害悪をなすにとどまる。

m その住居を汙瀦にしたり。

汙瀦は汙池と同じ、水たまりや溜め池のこと。その住居を汙瀦にするとは、謀反大逆者の家屋をとりこわし、土地を掘り起して、その住居の趾を水たまりにしてしまふこと。

n 梟。

梟とは、梟首(おかしくび)にすること。

o 菹。

菹は菹と同じ。菹は、酢漬けにした野菜や肉のことをいうが、ここでは醢(ししびしお)刑のことを指す。醢は、肉を乾して塩を加え酒に漬けたもので、醢刑とは刑死者の屍体を細かく切りきざみ、醢にしてしまふこと。

p 三族。

三族については、これを父母・妻子・兄弟と解する説、父族・母族・妻族と解する説、父・子・孫と解する説など種々の説があるが、正確なことは分らない。

q そのことは律令に記載しない。

謀反大逆に関しては、その刑罰の仕方を律令に記載しないということなのか、それともまた、刑罰はもちろんのこと、謀反大逆に関する犯罪規定それ自体を律令に載せないということなのか、明らかでない。もし、前者だとすれば、それは、謀反大逆に対しては通常の犯罪の場合と異なる苛烈な刑を適用するのであるから、それを一般刑罰法規たる律令には載せないという意味であらう。また、後者だとすれば、謀反大逆のような犯罪行為は、本来あり得べからざるものであるから、あらかじめかかる犯罪を想定して、律令に記載することはしないという意味になる。しかし、おそらくは前者の意に解するのが妥当であらう。

r そのわけは、このような極悪な行為を厳しく絶滅するためである。

原文には、「所以嚴絶惡跡也」とあるが、その意味は、謀反大逆のような極悪の行為をなすものが、また現われてこないように嚴

しくその跡を断つためであることなのか、それとも、すでになされた謀反大逆行為に関して、それに関係する一切の痕跡を除き去って、跡をとどめないようにするためであるのか、あるいはまた、犯罪者の三族を誅滅して余類なからしめるためであるのか、にわかに断定を下しがたいが、訳文は最初の解釈に従って記しておく。

s 賊殺。

正当の理由なく害意をいだいて人を殺すこと。

t 鬪殺。

喧嘩して相手を殺すこと。

u 赦令。

罪を免ずる天子の詔令。

v 継母を殺した場合の罪の掟を正して。

正すというのは、法規を改正したことを指すのか、あるいはまた法の適用を厳正にしたことを意味するのか、詳しいことは分らない。しかし、漢代でも継母殺害は殺母の罪として大逆をもって論ぜられる事例があったから、魏のとき初めて法律を改正して、継母殺害を実母と同罪にしたわけではなからう。おそらく、従来漠然と殺母の罪として規定されていたものを、継母の場合も実母と同罪とすることを明確にしたことをいうのであろう。

w 異子の科。

父が子を分家させることについての法規と考えられるが、その具体的内容がどのようなものであったのか分らない。

x 囚人が他人を謀反の罪に誣告すれば、その誣告の罪が囚人の親族にまでおよぶことにし。

原文には、「囚徒誣告人反罪及親屬」とあり、これは、「囚徒誣告人反、罪及親屬」とも、「囚徒誣告人、反罪及親屬」とも読める。上の読みかたに従えば訳文のような意味となり、下の読みかたをすれば、「囚人が他人を無実の罪で誣告すれば、それに反坐してその罪が囚人の親族にまで及ぶことにし」との意味となる。沈家本の漢律摭遺は、上の読みかたをし、唐闘訟律の「囚不得舉告他事」の条の疏議にひく獄官令に、「囚明知謀反以上、聽告」とあるから、唐では謀反・大逆の罪は囚人の告発を許したわけであり、おそらくそれは、漢律にもとづくものであろうとしている。しかしながら、漢・魏の律令に、囚人の告発制限の規定があったか否かは明らかでない。

y 一般良民の場合と相違させることとする。

一般人でも他人を誣告すれば、その誣告内容と同じ罪になるわけであるが、囚人が誣告した場合は、本人のみならず、その親屬にまで罪がおよぶこととし、一般人の誣告の場合よりも厳しくこれを罰することをいう。但し、前記脚注xにするす初めの読み方に従えば、これは、囚人が他人を謀反の罪に誣告した場合に限られることになり、あとの読み方に従えば、これは、囚人が誣告した場合には、すべて親屬にまで罪がおよぶということになる。おそらく前の意味に解する方が妥当であろう。

z 投書。

匿名の密告書を人知れず官司に投入して他人の罪を告発すること。

a 囚人を奪い去れば弃市の罪にするというおきてを厳正にする。

原文には「正篡囚弃市之罪」と記してあるが、この「正」の意味は、従来の規定を改正したことを指すのか、それとも、従来の規定を勵行したことをいうのか、あるいはまた、従来の規定よりも厳しくして弃市の罪にしたことを示すのか、その意味は必ずしも明らかでない。おもうに、漢律では、「篡死罪囚、弃市」となっていたのを、死罪囚のみならず、その他の囚人を奪い去るものをも一様に弃市に処することとし、従前より一層これを厳正にしたことをいうのかと推測される。

b これまでの諸郡のならわし。

漢律では、温暑の地方の漢中（今の陝西南部）・巴・蜀・広漢（いずれも今の四川省の地）の諸郡においては、天下の一般の郡・国と異なり、それぞれ土地の事情に応じて、任意に伏日をえらび定めることを許していた。

c 伏日。

盛夏の三伏の日のこと。三伏とは、初伏・中伏・終伏をいい、伏とは陰気がこれから起ろうとして、なお陽気に妨げられて伏しているありさまをいう。初伏は夏至の後の第三の庚の日、中伏は同じく第四の庚の日、終伏は立秋の後の第一の庚の日と定められていた。伏日には百鬼が通行すると信ぜられ、一日中、家に閉じこもって仕事を休む慣習であった。

其後正始之間、天下無事、於是征西將軍夏侯玄、河南尹李勝、中領軍曹羲、尙書丁謐、又追議肉刑、卒不能決、其文甚多不載、及景帝輔政、是時魏法、犯大逆者、誅及已出之女、毋丘儉之誅、其子甸妻荀氏、應坐死、其族兄顗、與景帝姻通、表魏帝以句其命、詔聽離婚、荀氏所生女芝、爲潁川太守劉子元妻、亦坐死、以懷妊繫獄、荀氏辭詣司隸校尉何曾、乞恩、求沒爲官婢、以贖芝命、曾哀之、使主簿程咸上議曰、

そののち正始年間には、天下は無事平穩であつた。この時、征西將軍の夏侯玄、河南尹の李勝、中領軍の曹羲、尙書の丁謐などが、また肉刑のことをむしかえして論議したが、ついに決定することができなかつた。その議論は甚だ長文にわたるので、記載しないこととする。①景帝が魏の政治を輔佐するようになった時、当時、魏の法律では、大逆の罪を犯したものがあれ

d 正始。

魏の齊王芳の年号、240—250 A. D.

e 征西將軍。

四征將軍の一で、四征將軍とは征東・征西・征南・征北の將軍のこと、征西將軍は長安に屯して雍州涼州の地域を統轄した。

f 夏侯玄。

沛の人、字は太初。魏の輔政の臣曹爽の姑子（おばのこ）。弱冠にして散騎黃門侍郎となり、累進して征西將軍・仮節都督雍涼州諸軍事となつた。彼は、そののち曹爽が謀反のかどで、ともに輔政の任にあつた司馬懿に誅

ば、誅戮がすでに他に嫁いた女にまでおよぶことになつて
 いた。だから、毋丘儉が誅殺せられた時、儉の子の甸の妻である
 荀氏は、当然死刑となるべきであつたが、族兄の荀顗は、景帝
 と姻戚関係にあつたので、魏の天子に上奏して、荀氏の助命を
 嘆願した。それで、詔して甸との離婚を許した。また荀氏の生
 んだ女である芝は、潁川の太守の劉子元の妻となつており、こ
 れもまた死罪にあつたが、懐妊つていたので牢獄につな
 がれていた。荀氏は司隸校尉の何曾のところに出出、特別の
 おぼしめしを請い、妾の身が没収せられて奴婢となり、それで
 芝の命をつぐないたいと頼んだ。何曾はこれをあわれとおも
 い、主簿の程咸に命じて、天子に意見書をたてまつらせた。そ
 れは次のようである。

注① その議論は甚だ長文にわたるので、記載しないこととする。

夏侯玄と李勝との肉刑に関する論争は、通典卷一百六十八に載
 せられている。それによると夏侯玄は、死刑は妖逆を除くとい
 う意味で天地自然の理にもとづくものであるが、人を傷害した
 ものに対する肉刑は、加害者が改悔すれば肉刑を加える要はな
 く、もし改悔しなければ死刑に処すべきであり、かつ死刑は太

されてから、召還せられて大鴻臚や太常に歴任した。
 ついで嘉平六年(254 A.D.)に李豊や張緝らが、大将
 軍司馬懿を誅して彼を大將軍にしようとしたことが発
 覚して、豊や緝らとともに誅に伏し、その三族をほろ
 ぼされた。時に四十六歳。

g 河南尹。
 魏の都洛陽の所在する河南郡の長官のこと。

h 李勝。

南陽の人、字は公昭。曹爽と親交があり、累進して滎
 陽太守、河南尹となつた。河南尹たること数年にして
 荊州刺史となつたが、曹爽が誅せられた時、嘉平元年
 (249 A.D.)に丁謐等とともに殺され、その三族をほ
 ろぼされた。

i 中領軍。

禁軍を掌り、五校尉・中壘・武營の三營を主管した。

j 曹羲。

魏の太祖の一族曹真の長子で、何晏・李勝・丁謐など
 とともに盛名があつた。

k 尚書。

魏では尚書に、尚書令、左右僕射、および吏部・左民
 ・客曹・五兵・度支の五曹尚書があり、これを八坐と
 いい、中央政府の行政を掌つた。ここにいう尚書は、
 五曹尚書のいずれかを指すのであろう。

l 丁謐。

沛の人、字は彦靖。魏の明帝に召されて度支郎中とな
 り、曹爽に拔擢せられて、やがて尚書となつたが、の
 ち、曹爽や李勝等とともに誅せられ、その三族をほろ
 ぼされた。

m また肉刑のことをむしかえして論議した。

これは、さきに魏の武帝や文帝や明帝の時に肉刑復活
 の議があり、いずれも実現せられなかったが、いまま

古聖人の世から存したものであるが、肉刑は末世の所産であるとしてこれを否定している。これに對して李勝は、天地自然の理という意味では、死刑も肉刑もその理にもとるものであるが、犯罪を防止するために止むを得ずして用いるもので、肉刑もまた堯舜以来存しており、肉刑なくしては傷害などの犯罪は防止し得ない。かつ肉刑は死刑より軽くて残酷でなく、一人を刑して万人を戒めるためのものであるとしてこれを是認している。なお魏志卷九、夏侯玄伝の注にひく魏氏春秋には、夏侯玄に「本無肉刑論」があったことを記している。

曹羲の肉刑論は、芸文類聚卷五十四に載せられているが、その論旨は必ずしも明確でない。しかしその大意は、妖逆を除くのは天地自然の道であるからとて死刑を是認し、人を傷害してもそれを改めれば肉刑を施す必要はないとして肉刑を否認している。なお彼は、殺人も傷害もみな人性の自然によるものではなく、必ずそうした犯罪を行なわしめる原因があつて行なうものであるから、君主はその根本原因を洞察して、徳化による政治を行ない、民に自然のままの性を得させ、犯罪を行なわしめないようにすれば、肉刑の要はないと説いている。

② 丁謚の肉刑論は、通典卷一百六十八に見えている。彼は五刑とか三辟などといわれる肉刑は、乱れた時代の所産であつて、堯舜など聖人の世には用いられなかつたと説いている。懐妊つていたので牢獄につながれていた。

原文は「以懐妊繫獄」とあり、懐妊という事実にもとづき、そのために特に牢獄につながれたのか、それとも懐妊している

たここに夏侯玄等によつて、肉刑についての論議がおこされたことをさしている。

n 景帝が魏の政治を輔佐するようになった時。景帝は司馬懿の長子、名は師、字は子元。ここで景帝といつてゐるのは、晉が魏から帝位をゆずりうけたのちのおくり名である。魏の天子は、司馬懿が嘉平三年(251 A.D.)に卒したのち、当時、衛將軍であつた司馬師に詔して、撫軍大將軍となし、録尚書事とした。ここに政治を輔佐するようになったといつてゐるのは、司馬師が上記のような地位について、魏の政治の実権を握つたことをさしている。正元二年(255 A.D.)に卒した。

o 毋丘儉。

河東聞喜の人、字は仲恭。魏の明帝の青龍年間(234—236 A.D.)に幽州刺史となり、遼遼將軍を加えられ、遼東討伐を行なつた。儉は初め夏侯玄や李豊などと親交があつたが、のち、揚州刺史の文欽と結んで、太后の詔を矯めて司馬師を討とうとし、正元二年(255 A.D.)に兵をあげたが、敗れて誅され、その三族をほろぼされた。なお毋丘儉の「毋」は、地名との関係から「かん」と読む説もあるが、唐宋の諸書に徴するかぎり、「む」と読まれていたもののように、晉書音義や元和姓纂には音を「無」(む)と明記している。晉書の作者もそのように読んだものと思われ、ここでは「む」の読みかたに従つておく。

p 甸。

字は子邦。治書侍御史となり、父、儉の謀を知ると、私に家族をひきつれて新安の靈山に逃れたが、儉とは別に攻略せられて、その三族をほろぼされた。

q 族兄。

族兄とは三從兄弟(みいとこ)のうちで、自分より年長

いう状態のままですら獄につながれたのか明らかでないが、もし前者であるとすれば、唐律疏議断獄律下の律文に見られるような規定の存在を前提として、死刑の執行を一定期間猶予するたに、牢獄につないだという意味になるが、後者であるとすれば、単に懐妊しているという状態を示す以外の意味はないこととなる。ここではしばらく前者の意にとって訳しておいた。

のもの。三従兄弟とは曾祖父の兄弟の子孫で、自分と同一輩行(世代)のものをいう。ただしこの場合、どこまで厳密にこのような親族関係をいいあらわしているか明らかでない。

r 荀顗

潁川の人、字は景倩、荀愨の子。魏の時、父の功により中郎となり、輔政の司馬懿に拔擢せられて散騎侍郎となり、騎都尉となった。母丘儉等の謀反鎮圧に功を立て、司馬昭(文帝)が輔政のとき尚書に移った。魏の咸熙(264—265 A. D.)中に司空に進み、晉の武帝(司馬炎)が位についでから臨淮公となり、侍中・太尉をかね、泰始十年(274 D. A.)に卒した。晉の礼儀音楽法律などの撰定にあずかって功があつた。

s 魏の天子

高貴郷公(254—260 D. A.) GUN。

t 潁川

郡の名。今の河南省西南部の地域。

u 劉子元

その伝は明らかでないが、晉書礼志に見える劉仲武と同一人のものである。

v 司隸校尉

百官および主都近郡の法を犯すものの糾察を掌るとともに、いわゆる司州すなわち主都近郡の一般行政を統領した。

w 何曾

陳国陽夏の人、字は頴考、何夔の子。魏の嘉平六年(254 A. D.)に司隸校尉となり、のち司徒に進み、晉の武帝即位ののち太尉となった。咸寧四年(278 A. D.)、年八十で卒した。

x 官婢

官有の女の奴隸。

y 主簿

文書簿籍などの事務を掌る属官。ここでは司隸校尉に属する主簿をさす。